

ごみ集積所設置要領

生活環境課

《ごみ集積所の設置基準》

1. 位置及び面積

① ごみ集積所の位置は、公道に隣接した場所に入居者の利便性を考慮して配置すること。

※ 20戸以上の開発（集合住宅を除く）の場合、ごみ集積所を複数設置すること。

② ごみ集積所の面積は、世帯数（区画数）に0.3㎡※を乗じた面積以上を確保すること。ブロック等を除いた有効面積とする。また、土留め壁や扉は、集積所敷地に含めない。

※ 1住戸の占有床面積が3.5㎡以下の小規模共同住宅については0.2㎡

2. 構造

① 猫やカラス等による生ごみ散乱防止のため、フェンスなどで全面を囲むこと。（フェンスの網目はなるべく小さいものにし、ブロックとフェンスの間隔は空けないなど、小動物が入らない構造とすること）

② 集積所の高さは1.8m以上とし、入口は引き戸の構造が望ましい。開き戸の場合は、開けた時に扉が敷地からはみ出ないようにすること。

③ 土間コンクリート及び排水設備を施すこと。排水溝にはごみが流れ込まないように目皿等をつけること。

④ 排水に雨水が流入する場合は、排水管を側溝に接続すること。その場合は、建設課と協議を行うこと。

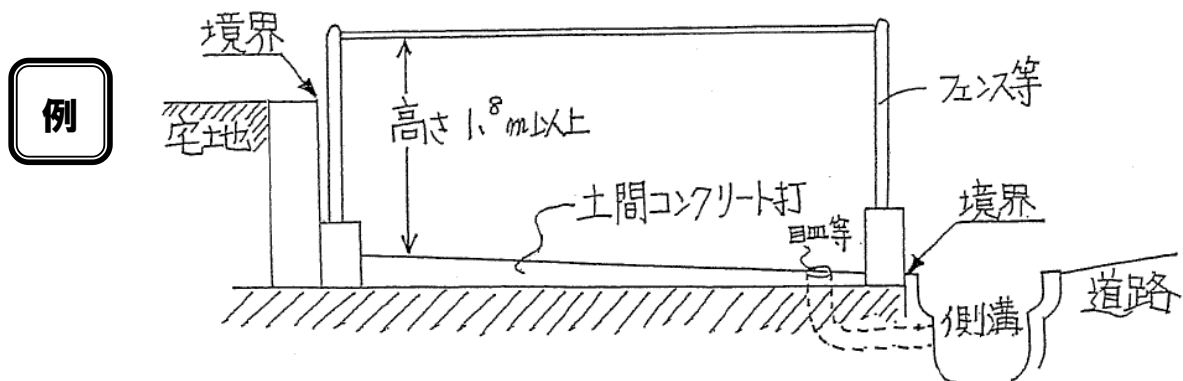
⑤ 排水に雨水が流入しない場合は、排水管を下水道に接続すること。その場合は、下水道課と協議を行うこと。

⑥ 排水を直接農業用水路へ放流する場合は、水利権者と協議を行うこと。

3. その他

① 完了時に、生活環境課より配布する集積所看板を設置すること。

② 管理及び清掃は、使用者または管理会社で行うこと。



※ 不明な点は、糸島市役所生活環境課 (Tel.092-332-2068) へお問い合わせください。